

議案第 8 号

匝瑳市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

匝瑳市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）及びその保護者に対し、当該障害児の特性に応じた適切な指導を行い、その育成を助長し、もって福祉の増進を図るため、法第43条に規定する児童発達支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童発達支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
匝瑳市児童発達支援センターマザーズホーム（以下「マザーズホーム」という。）	匝瑳市八日市場ホ2016番地

(業務)

第3条 マザーズホームは、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）を行う。

2 前項に定めるもののほか、マザーズホームは、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）
- (2) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援及び同条第19項に規定する基本相談支援（以下「特定相談支援」という。）

(児童発達支援の利用定員)

第4条 児童発達支援のためマザーズホームを利用することができる児童の1日当たりの利用定員は、規則で定める。

(利用対象者)

第5条 マザーズホームを利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 児童発達支援及び保育所等訪問支援 保護者が法第21条の5の7第1項の規定により障害児通所給付費の支給の決定を受けている児童(児童発達支援のため利用することができる児童にあつては、満2歳から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。)
- (2) 障害児相談支援 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者
- (3) 特定相談支援 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等

(利用の手続)

第6条 第3条に掲げる事業のためマザーズホームを利用しようとする者(以下この項において「申請者」という。)は、市長に申請し、その承認を得なければならない。この場合において、申請者は、市長とその利用に係る契約を締結しなければならない。

(費用負担)

第7条 マザーズホームを利用する者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担しなければならない。

- (1) 児童発達支援及び保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(児童発達支援のため利用した児童にあつては、同条第1項に規定する通所特定費用を含む。)
- (2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (3) 特定相談支援 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(利用の制限等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、マザーズホームの利用を制限することができる。

- (1) 児童が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。）に罹っていると認められ、予防上の必要があるとき。
- (2) 児童が疾病又は負傷により、利用することが困難であると認めるとき。
- (3) 災害その他の避けることができない理由により必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(損害賠償等)

第9条 利用者は、自らの責めに帰すべき理由により、マザーズホームの施設、設備若しくは備品を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、マザーズホームの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。